令和７年度
第７９回

赤い羽根共同募金

令和７年１０月１日～令和８年３月31日

- 共同募金へのご寄付は「全額損金」扱いとなり法人税の優遇措置が適用されます。
- 貴社の在庫品を社会貢献に役立てるとともに、相応金額を全額損金とすることができます。
- 多額のご寄付にご協力いただいた企業さまには、国や県等の褒章制度があります。



節分の日　子どもたちによる交流サロンへの鬼訪問(世代間交流)



赤い羽根共同募金は高齢者、障がい者、子どもへの支援等、地域の福祉活動に使われるほか、県内の災害支援など緊急的な支援にも役立てられます。



売上の一部が赤い羽根募金となる自販機の設置で社会貢献

募金　受入口座	銀行名	支店名	口座番号
赤い羽根共同募金	千葉銀行	本店営業部	普通 1177889

社会福祉法人　千葉県共同募金会
千葉市中央区千葉港 4-5　県社会福祉センター4Ｆ　TEL：043-245-1721　https://www.akaihane-chiba.jp/